

1. 点検、評価（PDCA）

本計画は、PDCA サイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。

また、計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

2. 計画の推進体制

進行管理にあたっては、福崎町子ども・子育て会議において、意見を聞くものとします。

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、行政と関係諸機関とのネットワークをつくり、推進していきます。また、国、県の関係各機関とも連携を図っていきます。

3. 計画内容の周知徹底

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、町民全員のそれぞれの立場における取組を示すものです。

そのため、町民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取組を実践・継続していけるよう、広報誌や町ホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画の内容を公開し、町民への周知徹底を図ります。

1. 福崎町子ども・子育て会議条例

平成25年6月18日

条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、福崎町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、最初に招集される会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 福崎町子ども・子育て会議委員名簿

対 象	所 属	氏 名	備 考
子育てに関する有識者	神戸医療福祉大学	吉森 恵	会長
	主任児童委員	小國 整子	副会長
	町議会議員	城谷 英之	
	区長会代表	吉識 秋光	
	子育て相談専門員	大内 和恵	
子育て中の保護者	田原幼稚園保護者	尾崎 智佳子	
	高岡幼稚園保護者	尾崎 栄夏	
	姫学こども園保護者	山本 夕子	
	サルビアこども園保護者	高橋 充紗子	
	子育て支援施設利用者	藤井 真代	
子育て支援事業従事者	姫学こども園	古角 孝之	
	サルビアこども園	松本 亜紀	
	田原幼稚園	山内 直子	
	子育て支援センター	谷口 寿美	
	学童保育指導員	武内 二郎	
事務局	教育委員会教育長	高寄 十郎	
	教育委員会学校教育課 課長	大塚 謙一	
	教育委員会学校教育課 係長	三輪 晃子	
	教育委員会学校教育課 主事	辻中 優美	